

## ○生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 秋岡芳郎

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第17号 鳴門市印鑑条例の一部改正について」ほか議案4件及び請願1件であります。また継続審査になっておりました請願第7号についても審査いたしました。

当委員会は、3月3日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案5件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願につきましては、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第17号 鳴門市印鑑条例の一部改正について」ですが、印鑑登録資格者の欠格条項から成年被後見人を削除する改正を行うものでした。

委員からは、印鑑登録を申請する成年被後見人の意思能力の有無をどのように判断するのか、との質疑があり、総務省からの通知では、成年被後見人から印鑑登録の申請を受けた際に、法定代理人が同行しており、かつ当該被後見人本人による申請があった場合は、意思能力があるものとして差し支えないとされており、法定代理人かどうかは登記事項証明書で確認を行っているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第18号 鳴門市国民健康保険条例の一部改正について」ですが、国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

委員からは、国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額が61万円から63万円、介護納付金賦課額に係る賦課限度額が16万円から17万円に、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額が28万円から28万5千円となり、2割軽減の対象となる世帯については、51万円から52万円となるが、どの程度の世帯に影響する

のかとの質疑があり、令和元年度の状況で試算すれば、基礎賦課分にかかる限度額の超過世帯数は227世帯で現行より6世帯が減少となり、また、軽減判定所得における軽減なしの世帯から2割軽減に該当する世帯数は32世帯で軽減対象金額は約55万円、2割軽減から5割軽減になる世帯数は26世帯で軽減対象金額は約68万円になるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第19号 鳴門市住宅新築資金等地方債償還基金条例の廃止について」及び「議案第20号 特別会計設置条例の一部改正について」であります。住宅新築資金等地方債の償還が完了したこと及び住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止することから、条例の改廃を行うものでした。

2議案は関連する内容であるため一括議題とし、同時に説明を受け審査を行いました。

委員からは、実際に貸し付けた件数と金額について質疑があり、元本ベースで197件、9億4360万円を貸し付けており、未済件数については、平成31年の4月1日時点で33件、元本の未済額については7,249万3,324円であるとの説明がありました。また、今後の回収分については一般会計の歳入に貸付収入として入ってくることについての確認がありました。

また委員からは、この制度自体についての確認があり、住宅新築資金事業は、歴史的社会的理由によって、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の住環境改善対策の一環として、住宅改修もしくは住宅新築促進のため、国の施策に基づき、市が必要な資金を貸し付けたものであり、鳴門市においては、平成6年度を最後に貸し付けは終了しているとの説明がありました。

さらに委員からは、回収不能になったときの処理について質疑があり、様々な財産調査を行った上で、最終的には不納欠損ということになるが、今まで不納欠損をしたことはなく、今後も回収をすすめていく方向だという説明がありました。

委員会では、採決の結果、議案第19号及び議案第20号は全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第21号 鳴門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。放課後児童健全育成事業の設備

及び運営に関する基準を改正するに伴い、放課後児童支援員の要件を規定する経過措置等について、所要の改正を行うものであります。

委員からは鳴門市の支援員の人数について質疑があり、令和元年11月時点の支援員の数が85名であり、その中で研修受講者については53名、残りの32名が未受講で、その方の受講に関して延長を考えているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。